

国立大学法人東京外国語大学アラム ナイ事業室規程

平成19年10月23日
規則第 85 号

改正 平成21年 3月31日規則第21号 平成24年 3月27日規則第24号
平成28年 3月25日規則第22号

（設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、役員会直属のアラムナイ事業室を置く。

（目的）

第2条 アラムナイ事業室は、本学と本学卒業生との連携を推進し本学の発展に資することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 アラムナイ事業室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 卒業生ネットワークの構築
- (2) 東京外語会との連携
- (3) その他前条の目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 アラムナイ事業室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する副学長 1名
- (2) 学長の指名する学長特別補佐 1名
- (3) 総務企画部長
- (4) 総務企画課長
- (5) 学生課長
- (6) その他学長が指名する者

（任期）

第5条 前条第6号の室員の任期は、学長が任期等を指定した者を除き、2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

2 前項の室員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（室長）

第6条 アラムナイ事業室に、室長を置き、第4条第1号に定める者をもって充てる。

2 室長は、アラムナイ事業室の業務を総括する。

3 アラムナイ事業室に、副室長を置き、第4条第2号に定める者をもって充てる。

4 副室長は室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

（運営室等）

第7条 アラムナイ事業室は、必要に応じて運営室、作業部会等を設けることができる。

（庶務）

第8条 アラムナイ事業室に関する庶務は、学生課の協力を得て総務企画課において処理

する。

附 則

1 この規程は、平成19年10月23日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

2 この規程施行後、最初に指名される第4条第5号の室員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。